平成２３年（フ）第５１８号
京都市中京区油小路通三条上る宗林町101番地４
債務者　ベルセレージュ取扱店こと　渡辺　綾子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１０号
京都府城陽市富野池ノ内60番地の20
債務者　竹山　純子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６４７号
京都市左京区岩倉花園町541番地34　スタティックハイツキタ102号
債務者　前嶋　孝尚
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７０７号
京都市下京区西七条掛越町27番地　グランドール西大路213号室
債務者　中島　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７１２号
京都市伏見区小栗栖中山田町71番地　府営住宅小栗栖西団地21―613、住民票上の住所京都府向日市寺戸町東野辺41番地の10　ハイツワタナベ102
債務者　角川　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口789番地の１エスポワールメゾンＢ―101号
債務者　渡邊　成美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２２６号
兵庫県姫路市下手野２丁目19番41号
債務者　池田　貴野
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２３０号
兵庫県加古川市野口町古大内191番地の１島文加古川社宅５―206号
債務者　田中　龍太
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８号
兵庫県小野市天神町80番地の455
債務者　太田香奈子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３０号
兵庫県加西市北条町北条128―１　ウエスト・コースト205、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区細江269番地６
債務者　江渕　陽一
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３００号
広島市中区大手町５丁目６番17―201号
債務者　吉田　國廣
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３３号
広島市東区戸坂新町２丁目１番28―202号
債務者　中森　勝己
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８号
香川県さぬき市志度360番地２　ハイツ宝Ｃ206号室
債務者　太田代安子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１８５号
香川県高松市藤塚町３丁目２番８―301号
債務者　久原　眞弓
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４５３号
福岡市南区長丘５丁目３番18号
債務者　江口眞由美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４９１号
福岡市西区豊浜１丁目12番14号
債務者　村田三穂子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４９２号
福岡市西区豊浜１丁目12番14号
債務者　村田健一郎
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部